

## 沼津市市内公衆無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、沼津市（以下「本市」という。）が本庁舎に来訪する市民等の利便性の向上を図ることを目的に提供する公衆無線LAN（SSID「NUMAZUCITY-FREE-WIFI」）によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について、必要な事項を定める。

### (サービスの内容)

第2条 本サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、本規約で規定する場所において、本サービスを利用してインターネットへ接続することができる。

2 本サービスの利用料は無料とする。

### (利用者の要件)

第3条 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

### (利用条件)

第4条 本サービスの利用は、本規約及びFREESPOT協議会が別に定める「FREESPOTサービス利用規約」に同意した個人に対して認めるものとする。

2 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）のほか関係法令等を遵守しなければならない。

3 本サービスを利用する際に必要なスマートフォン等の通信機器、付属機器、電源等は、利用者が用意するものとする。

4 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

5 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限等の必要な対策は、利用者が行うものとする。

6 利用者は、利用場所が公共の場であることを認識し、利用の際は他者の迷惑にならないよう配慮しなければならない。

### (利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスが利用可能な場所は本庁舎1階及び別館とし、利用時間は庁舎の開庁時間と同様とする。ただし、利用時間はイベント等の実施に合わせて変更する場合がある。

2 利用者が1回に接続できる時間は最大60分とする。

3 利用者が本サービスを1日に利用できる回数は2回までとする。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 本市を含む他者の財産、プライバシー権、著作権等の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 前号に掲げる行為のほか、他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれ

のある行為

- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 宗教、政治的活動等行政の中立性を損なう行為
- (5) コンピュータウイルス等の有害プログラムを本サービスを利用して使用又は提供する行為
- (6) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売若しくはその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール送信する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為  
(運用の中止要件)

第7条 本市は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止することができる。

- (1) システム保守及び庁舎設備の点検又は工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、洪水、噴火、津波、火災、停電若しくはその他非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできない場合
- (3) 本サービスに係る通信障害、機器の故障等やむを得ない事由がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を判断した場合  
(免責事項)

第8条 本市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本サービスの提供、遅延、変更、中止又は廃止に伴う損害、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、通信機器に対するコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者及び第三者の損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 利用者の通信機器の種類、設定、ソフトウェア、Webブラウザ等によって本サービスが利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 6 市長は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイト等へのアクセスを制限すること等ができるものとする。

(規約の変更)

第9条 市長は、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更することができる。

付則

この規約は、令和6年10月1日から施行する。